

(令和3年度)

教育に関する事務の管理及び執行の
状況の点検及び評価の結果に関する報告書

令和4年9月

新城市教育委員会

目 次

1 点検及び評価制度の概要	1
2 教育委員会	1
3 教育委員会事務局の行政組織	4
4 教育委員会事務局の事務分掌	5
5 令和3年度教育方針と施策の点検・評価	6
6 学識経験者の意見	35

1 点検及び評価制度の概要

1 制度

平成 18 年の教育基本法全面改正に伴い、学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の教育三法が改正されるなど、教育を取り巻く環境は大きく変化した。

平成 19 年 6 月に改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）においては、「教育委員会の責任体制の明確化」の一つとして、同法第 27 条の規定に基づき、平成 20 年度から教育委員会が毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価（以下「点検・評価」という。）を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが義務づけられた。

2 目的

この点検・評価は、教育行政の基本的な方針の策定等と同様に、教育委員会が管理・執行しなければならない事務として位置づけられ（地教行法第 26 条の 2）、評価の結果を議会に提出し、公表することにより地域住民への説明責任を果たすことを目的としている。

3 対象事業

令和 2 年度の点検・評価は、新城市教育委員会の令和 2 年度教育方針及び主要施策とした。

4 学識経験者の知見の活用

選任した学識経験者 2 名から、教育委員会事務局が行った点検・評価の結果について、外部評価を受けるという形で実施した。

学識経験者の選定に当たっては、本市にゆかりのある方を前提としつつ、広い視点からの知見を期して、学校教育、社会教育での教育や人材育成に携わっている識見の高い方の知見の活用を考慮した。

学識経験者

氏 名	職 歴 等
原 田 隆 行	元公立学校校長
加 藤 ちず子	元公立学校教頭

2 教育委員会（教育総務課）

1 教育委員会制度

教育委員会制度は、首長から独立した合議制の教育委員会が決定する教育行政に関する基本的方針のもと、教育長及び事務局が広範かつ専門的な具体の教育行政事務を執行する行政機関としてすべての都道府県及び市町村等に設置されている行政委員会である。

平成 27 年 4 月 1 日より地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が施行され、教育委員会制度が大きく変わり、本市においても平成 28 年 4 月からこの新教育委員会制度へ移行した。こうした教育行政の転換をふまえ、今後、市長や教育長が代わっても、本市の教育の「中立性・継続性・安定性」が担保されるよう、「新城教育憲章」を制定し平成 27 年 9 月に発布している。

2 教育委員会の構成

- (1) 教育委員会は、教育長と6名の教育委員で構成されている。

本市教育委員会は、これまで教育長を含む5名の教育委員で構成されてきたが、新城版こども園構想に基づく幼児教育の議論、検討が重要になること等に伴い、平成22年4月1日から1名増員して6名体制となった。平成28年4月1日からは、新教育委員会制度への移行に伴い、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」と、現体制を維持した教育委員6名による7名体制となっている。

- (2) 教育委員は、市長が議会の同意を得て任命する。その任期は4年であり、再任もできる。
- (3) 教育長は、市長が議会の同意を得て、直接任命・罷免を行う。教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表するものであり、任期は3年である。
- (4) 事務局は、教育長の統括の下、教育委員会の権限に属する事務を処理する。事務局の組織は、教育委員会の規則で定められている。

3 教育委員会の活動状況

教育委員会の活動として、定例会や臨時会の会議開催のほか、課題研究・意見交換のため、また学術及び文化に関する識見を高めるための研修を行うとともに、各種行事・会議に出席している。

また、平成27年4月1日より地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が施行され、市長が設置する総合教育会議に教育委員会も出席し、教育に関する事項の協議・調整を図った。

なお、定例会、臨時会の会議録をホームページで公開するなど、広く市民に開かれた教育委員会を目指している。

- (1) 定例会開催 12回（令和3年4月～令和4年3月）
- (2) 臨時会開催 2回（令和3年6月、7月 各1回）
- (3) 総合教育会議 2回（令和3年9月、令和4年2月）
- (4) 愛知縣市町村教育委員会連合会等への参加

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、各種会議・研修会等が書面開催、中止或いは延期となった。

- ア 愛知縣市町村教育委員会連合会 第55回定期総会（書面開催。研修会は中止。）
- イ 第25回 三遠南信教育サミット（書面開催）

- (5) 学校訪問・こども園視察

学校経営方針や学校現場の課題、授業等を視察し実情把握を行った。

新城小、千郷小、黄柳川小、作手小、の4小学校へ教育長及び教育委員1名が訪問した。

また、東郷西小、東郷東小、舟着小、八名小、庭野小、鳳来中部小、鳳来寺小、東陽小、鳳来東小、新城小、千郷中、東郷中、八名中、鳳来中、作手中の15小中学校へ教育長が訪問した。

平成28年度から行ってきたこども園の視察については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止とした。

- (6) 各種行事・式典等（年間）への出席

成人式や文化行事へ出席した。

学校関係では、文化祭をはじめとした学芸的行事、運動会をはじめとした健康安全・体育的行事へ出席した。

教育長及び教育委員会委員

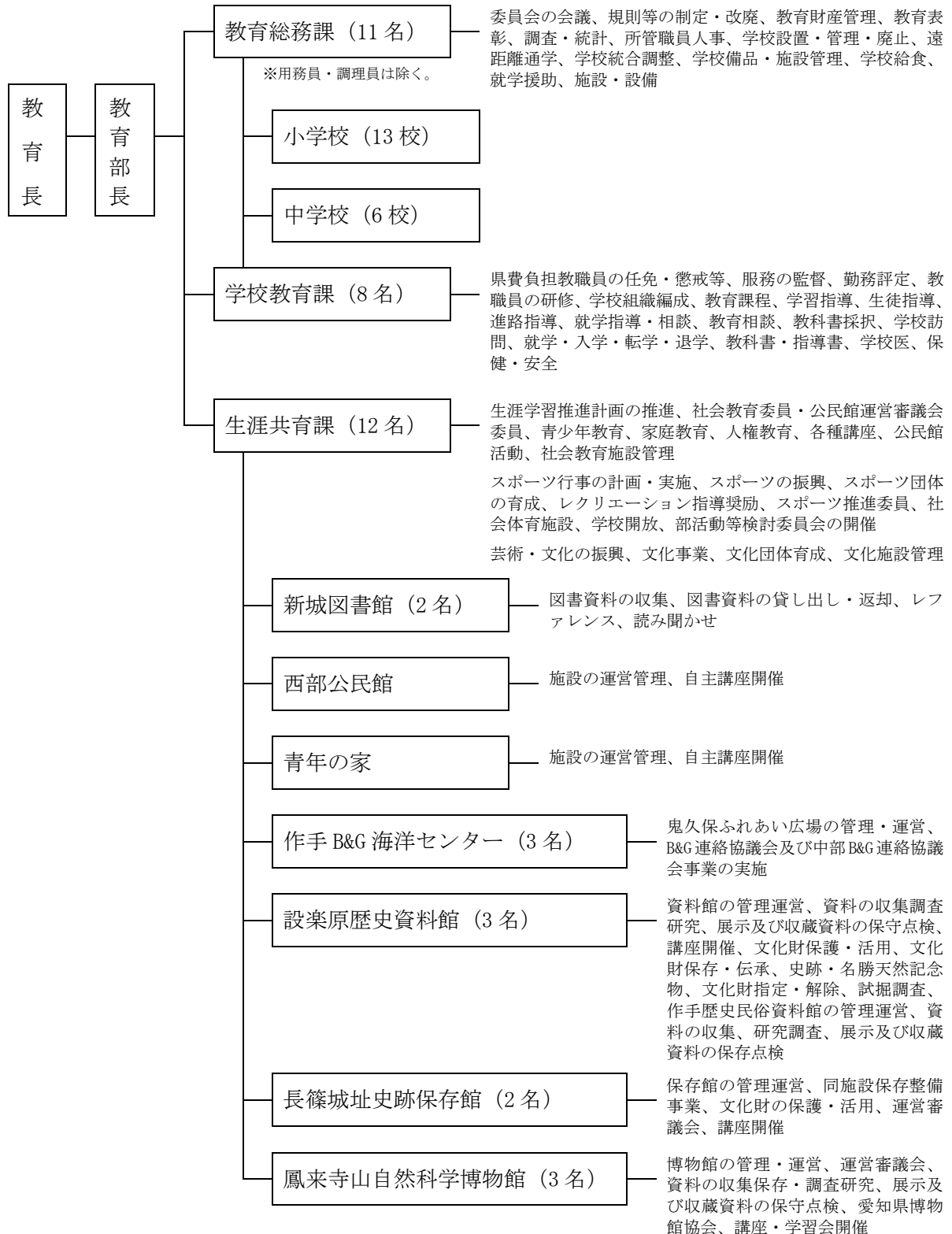
(令和4年3月31日現在)

職名	氏名	任期
教育長	和田 守功	平成31年4月1日～令和4年3月31日
委員・教育長職務代理者	夏目 みゆき	令和2年4月1日～令和6年3月31日
委員	安形 茂樹	平成30年11月29日～令和4年11月28日
委員	村松 弥	平成30年4月1日～令和4年3月31日
委員	青山 芳子	令和元年11月29日～令和5年11月28日
委員	原田 真弓	令和2年11月29日～令和6年11月28日
委員	夏目 安勝	令和3年11月29日～令和7年11月28日

3 教育委員会事務局の行政組織

(令和3年4月1日現在)

組織及び主な事務



4 教育委員会事務局の事務分掌

教育総務課

- (1) 教育委員会の会議に関する事。
- (2) 教育委員会規則等の制定及び改廃に関する事。
- (3) 公印の保管に関する事。
- (4) 教育財産の管理に関する事。
- (5) 教育表彰に関する事。
- (6) 教育に関する調査、統計及び広報に関する事。
- (7) 小中学校の備品に関する事。
- (8) 事務局職員、県費負担教職員以外の教職員の任免その他の人事に関する事。
- (9) 学校の設置、管理及び廃止に関する事。
- (10) 遠距離通学に関する事。
- (11) 学校統合の調整に関する事。
- (12) 学校給食に関する事。
- (13) 要保護、準要保護又は特別支援学級の援助費又は奨励費に関する事。
- (14) 校舎その他の施設及び教具その他の設備に関する事。
- (15) 部の庶務に関する事。

学校教育課

- (1) 県費負担教職員の任免、懲戒その他進退の内申に関する事。
- (2) 県費負担教職員の服務の監督及び勤務成績の評定に関する事。
- (3) 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関する事。
- (4) 学校の組織編成、教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導に関する事。
- (5) 児童及び生徒の就学、入学、転学及び退学に関する事。
- (6) 教科書、指導書等の取扱いに関する事。
- (7) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。
- (8) 教職員及び児童生徒の保健及び安全に関する事。
- (9) 学校体育に関する事。
- (10) その他学校教育の指導及び助言に関する事。
- (11) 学校教育の基本方針の策定に関する事。
- (12) 教科書採択に関する事。
- (13) 児童生徒の安全指導に関する事。
- (14) 教育委員会独自事業に関する事。

生涯共育課

- (1) 生涯学習の総合企画及び推進体制に関する事。
- (2) 生涯学習の啓発推進に関する事。
- (3) 社会教育委員及び公民館運営審議会委員に関する事。
- (4) 共育推進に関する事。
- (5) 青少年教育、家庭教育、人権教育及び各種講座に関する事。
- (6) 公民館の設置及び活動に関する事。
- (7) その他生涯学習に関する事。

- (8) 社会教育施設及びスポーツ施設に関すること。
- (9) 市民スポーツの推進及びスポーツによる健康づくりに関すること。
- (10) スポーツ行事の計画及び実施に関すること。
- (11) スポーツ関係団体の育成指導及び連絡調整に関すること。
- (12) スポーツ推進委員に関すること。
- (13) 学校施設等の開放に関すること。
- (14) B & Gに関すること。
- (15) 学校部活動に関すること。
- (16) その他市民スポーツ振興に関すること。
- (17) 芸術文化の振興に関すること。
- (18) 自主文化事業に関すること。
- (19) 文化活動の支援及び文化団体の育成に関すること。
- (20) 文化施設に関すること。
- (21) 図書館業務に関すること。
- (22) その他芸術文化に関すること。
- (23) 文化財の保存、伝承及び活用に関すること。
- (24) 文化財保護審議会に関すること。
- (25) 市誌等の編さんに関すること。
- (26) その他文化財等に関すること。
- (27) 設楽原歴史資料館の管理運営に関すること。
- (28) 長篠城跡保存整備事業に関すること。
- (29) 長篠城址史跡保存館の管理運営に関すること。
- (30) 鳳来寺山自然科学博物館の管理運営に関すること。
- (31) 作手歴史民俗資料館の管理運営に関すること。

5 令和3年度教育方針と施策の点検・評価

危機を乗り越える

中学校の教室は、縦8m横7mで面積56㎡です。40人学級の場合、一人当たり1.4㎡の密集・密接空間です。生徒・教職員は、この環境で、文科省・県教委の示した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理」マニュアルに則って、皆で力を合わせて感染防止に努めています。学校現場の日々の緊張感と心労が伝わってきます。

この1年、教職員の皆様には、子供たちの命を守るコロナ対策を徹底するなか、教育課程を着実に進めていただきました。また、保護者、地域の皆様方には、この状況をよく理解し、支えてくださいました。心より敬意と感謝を申し上げます。ありがとうございました。

パンデミックにより、これまで当たり前であったことができなくなり、新しい生活様式が求められています。疫病流行のほかにも、気候変動による豪雨や大型台風、巨大地震や火山噴火などの自然災害や、人口減少、経済格差、恐慌・紛争などの社会的要因が、教育にも大きな影響を及ぼします。何が起こるか分からない、何が起きても不思議はない時代です。こうした危機を乗り

越え困難に打ち克つためには、個人の力だけでなく、共に手を携える人々の力が必要です。それぞれの学校・地域の創意工夫で、可能な共育活動を行い、人の輪を確かなものにする事で、必ず未来は拓けるものと信じます。

新城教育の原点である新城教育憲章では、「わたしたちは、命を尊び、叡智を磨き心身を鍛え、自他の幸福を築ける人をめざします。」と宣言しています。教育のゆらぎない理念です。これをコロナ禍にあてはめるならば、次のように考えられます。

まず、「命を尊ぶ」とは、危機意識をもって共に「命を守る」感染防止行動をとることです。学校においては、家庭の協力のもと、検温、健康観察、マスク着用などを徹底します。教室・トイレの消毒や換気、黙食などを徹底します。生涯共育においては、場所・用具の消毒・管理とともに、三密回避など感染防止策を講じて活動します。

次に、「叡智を磨き心身を鍛える」とは、学力・体力の向上を心がけ、人生を切り拓き持続可能な社会の創り手になれるよう研鑽することです。直面する厳しい現実に対峙し、思考力・判断力等を磨き、それを駆使できる資質・能力を獲得することで、危機や困難にめげない力を養います。

さらに、「自他の幸福を築ける人」とは、「新しい生活様式」のなかで、自らのよさと可能性を認識し、社会とのつながりを大切にし、感謝と貢献の喜びを味わえるポジティブな生き方を追究することです。

しんしろきょういくけんしょう 新城教育憲章

しんしろきょういく
新城教育は、

しぜん ひと れきしぶんか しんしろ さんぽう ふるさと ほこ とも す とも まな とも そだ
自然・人・歴史文化の「新城の三宝」を故郷の誇りとし、共に過ごし共に学び共に育つ
ともいく しみんそう すす いのち たつと えいち みが しんしん きた じた
「共育」を市民総ぐるみで進めます。そして、命を尊び、叡智を磨き心身を鍛え、自他の
こうふく きず ひと きょういく ふへんてき しめい て ちゅうりつせい けいぞくせい
幸福を築ける人をめざします。また、教育の普遍的な使命に照らし、その中立性・継続性・
あんていせい けんじ
安定性を堅持します。

しんしろしみん
わたしたち新城市民は、

- 1 いのち かぎ し かんどう そうぞう こうけん よろこ じんせい つく
命に限りあることを知り、「感動・創造・貢献の喜び」のある人生を創ります。
- 2 まな あそ ちしき ぎのう しゅうとく かんせい みが とく きょうよう たか
学びや遊びをとおし、知識・技能を習得し感性を磨き、徳と教養を高めます。
- 3 ぶんかかつどう ひと わ ひろ ころろ からだ けんこう やしな
スポーツ・文化活動をとおし、人の輪を広げ、心と体の健康を養います。
- 4 こども じんけん ほご だんじょびょうどう けいろう たぶん かきょうせい にんげんそんちょう つらぬ
子供の人権保護・男女平等・敬老・多文化共生など、「人間尊重」を貫きます。
- 5 ともいく しあわ かにい きず きんりん ちいき こうけん きずな つよ
「共育」で、幸せな家庭を築き、近隣・地域に貢献し、絆を強めます。
- 6 しんしろともいくいいに じっせん よ しゅうかん み
「新城共育12」を実践し、良い習慣・マナーを身につけます。

しんしろともいくいいに
「新城共育12」・・・「ともにあいさつ あいことば」の12の合言葉

とも あいさつ あいことば
（「友に挨拶 合言葉」）

とも あいさつ あいことば
（「共に愛察 愛言葉」）

① 1月 とも かぞく 友だち 家族 なかよくします	⑧ 8月 「ありがとう ごめんなさい」が言えます
② 2月 しまったい ものを粗末にしません	⑨ 9月 いっしょうせいしゅん みずか まな つづ 一生青春 自ら学び続けます
③ 3月 にんげん あせ はたら こうけん 人間 汗し 働き 貢献します	⑩ 10月 いのち ころろ つた ことばは命 心をこめて 伝えます
④ 4月 あいさつ はきもの 「はい」返事	⑪ 11月 とき まも はや はやお あさ 時を守り 早ね早起き朝ごはん
⑤ 5月 ぼりよく ぜったい いじめ・暴力 絶対しません	⑫ 12月 ば きよ せいりせい あとかた 場を清め 整理整とん 後片づけ
⑥ 6月 さいご ひと はなし き 最後まで 人の話を聞きます	
⑦ 7月 つら ゆめ 辛くても夢にチャレンジ あきらめません	

平成27年9月1日

「新城教育憲章」創設の趣意説明書

教育は日本と国民の「未来を方向づける営み」です。平和で民主的で幸福な社会や家庭を構築するためには、教育の中立性・継続性・安定性が担保されなくてはなりません。しかし、歴史を振り返ると、教育が時の権力者の都合によって歪曲され、国民を不幸にした例が多くあります。そうした不幸を再びくりかえさないために、また、新城の地域や家庭の将来にわたる幸福が築けるよう、新城市教育委員会では、市長の理解と協力を得て、「共育」「新城の三宝（自然・人・歴史文化）」を生かした「新城教育憲章」を策定することとしました。以下は創設の事由です。

1 「教育委員会制度」が変わるなかで「教育の中立性」を担保します。

平成18年に「教育基本法」が改正され、翌19年に「学校教育法」「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」「教育職員免許法及び教育公務員特例法」の教育三法が改正されました。平成27年4月1日からは「教育委員会制度」も変わります。「責任体制の明確化」「迅速な危機管理体制の構築」「首長との連携強化」「国の関与」等の改正です。これまでも首長には、「教育予算の編成・執行」「条例案の提出」など教育に関する大きな権限がありました。これに加えて、首長が「直接教育長を任命」「総合教育会議を招集」「教育大綱を策定」など、いっそうの権限強化が図られました。それゆえ、首長によっては教育方針が大きく左右し、教育現場が混乱することも想定されます。そうしたことを未然に防ぐ「教育の中立性を守る防波堤」として憲章を策定することとしました。

2 「新城教育の目的」を明確にし、「学校教育・生涯学習の充実」を図ります。

「平和で民主的な国家・社会の形成者としての資質を備え、人格の完成めざす」という、憲法や教育基本法に述べられている理想を形にする教育を実現することが大切です。そのためには、一人ひとりが勉学にいそしみ叡智を磨きアイデンティティを確立する学習態度や生活習慣を身につけることです。これは、新城教育の「共育12（ともいっしょに）」のめざすところでもあります。「改革」「再生」といった言葉に振り回されることなく、教育の普遍性・多様性のなかで子供や市民の教育機会が準備されるように憲章に位置づけました。

3 日本の「資源は人材」であり、「人材を育てる教育」を進めます。

エネルギーや鉱物資源の乏しい日本がグローバル社会で生き抜く秘策は、技術や頭脳といった人間力です。これを十分に生かすためには、国際社会が平和でなくてはなりません。戦後70年間、日本は戦争のない平和な時代のなかで経済的な豊かさを手に入れました。今後、世界のなかで「常により良い日本をつくる」ためには、教育による人材育成が不可欠です。また、「日本が平和で健全な国として歩む」ためには、教育の中立性の担保が重要です。人材こそ「日本の資源」「新城市の力」です。新城市の「教育の充実」を期して憲章を策定しました。

1. 学校教育

(1) 命を尊ぶ教育

【施策】

命を尊び命を守る教育の基本は、防災・安全教育です。毎年、各学校で「学校災害防止対策計画」を策定し、その中に避難訓練を位置づけて実施しています。訓練の内容については、地震・火災といった災害への対応だけでなく、不審者が侵入した際の対応についての訓練も実施しています。中学校では、地域の方々とともに防災を学び、「助けられる人から助ける人へ」の意識を高められるよう、「防災フェスタ」等の行事が計画されていましたが、コロナ禍で中止となっています。

また、コロナ禍においては、三密の回避や手指消毒、マスク着用などを徹底し、自分の命、大切な人の命を守るために何が必要かを考えて行動できるよう、指導しています。

あわせて、「自己肯定」「他者理解」「生命尊重」「人権尊重」などについて、「特別の教科道徳」の授業を中心に、教科の授業や学校行事等、学校における教育活動全体を通じて、自分の命、他者の命を大切に思う心の育成を目指し、取り組んでいます。

【点検・評価】

毎年、見直しや修正を行いながら「学校災害防止対策計画」を作成し、内容について職員に周知を図ることで、「防災・安全」に対する共通認識のもと、子どもたちの指導にあたっています。新型コロナウイルス感染症のように、これまで想定されていなかった「危機」に対しても、関係機関と連携を図りながら、迅速に対応することができています。

(2) 生きる力を育む教育

【施策】

デジタル社会への急激な移行期にあって、AIに真似できない、人間ならではの「思考力、判断力、表現力」や「学習に向かう意欲や豊かな人間性」が、きわめて重要になります。そのためには、授業の充実が必要です。学校では、新学習指導要領に基づいた「主体的・対話的で深い学び」の授業を充実させるために、様々な実践をしています。市内小中学校において、研究委嘱を行い、「主体的・対話的で深い学びを実現する授業づくり」をキャッチフレーズとして、「共育」や「新城の三宝」を礎とした豊かな人生を切り拓き、社会を生き抜く底力を育てる場としての学校づくりと授業づくりを推進しています。そして、委嘱校において研究発表会を実施することで、新城市内の教員が学ぶ機会とし、教員の授業力向上につなげています。

また、子どもは対話を重視した授業において、多くの人の話を聴き、意見を述べ合うことで切磋琢磨でき、学びが深まり、人間性や社会性を養うこともできます。子どもたちが多様な発想や意見を練り合う体験を重ね、コミュニケーション力やプレゼンテーション力を向上させられるような授業づくりを図ります。各学校の現職研修の推進と活性化を促し、授業づくりの一助とするために、学校訪問を行っています。

【点検・評価】

研究委嘱校3校において研究発表会を行いました。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、人数制限やオンラインでの実施、授業動画の配信等、各校において工夫しながら実施しました。研究校の先進的な実践を見ることで、「主体的・対話的で深い学び」の授業について、教員が学び、各学校での実践に役立てています。また、学校訪問では、教員の授業力向上を目指し、授業後の検討会を実施しました。教師の授業力向上は、子ども同士の授業での関わり合いを深め、思考力や生きる力を育むことにつながっています。

令和3年度決算に係る主要施策成果報告書

一般会計 10款 教育費 4項 社会教育費

種 目	主要施策の事業実績等	場 所	主 な 内 容・工 夫・成 果	決 算 額	財 源				内 訳	
					国庫支出金	県支出金	特 定 財 源			一般財源
							地方債	その他		
(10・4・1) 社会教育費	共育推進事業 (共育講座の開催) 成果実績 (成果指標) 参加者数 目標値 200人 (R2 200人) 実績値 276人 (R2 42人)	青年の家 他	令和3年度は17講座を企画し、参加者を募集した。 講座の内容は、過去の実績を踏まえ参加者に好評だったものを選ぶとともに、スケートボード教室等、新たな講座も加え、多様なメニューを揃えて、参加者に楽しんでもらえるものとなるよう努めた。 また、後期の講座の参加者募集に際しては、これまでのほかきやメールに加え、オンラインでの応募の受付を行い、応募手続の簡便化に努めた。 (後期講座：10講座) 応募数 (親子2人1組) 124組 (190件) うちオンライン応募数 115組 (174件)	円 185,832	円 0	円 0	円 0	円 58,500 (参加者負担金)	円 127,332	
	青少年健全育成事業 (成人式開催) 成果実績 (成果指標) 式典参加率 目標値 90% (90%) 実績値 87.1% (87.5%) ※427人/490人	文化会館	各中学校の卒業生の男女各1人、計12人の新成人が代表者として式典の準備及び当日の運営に携わった。 また、新型コロナウイルスの感染防止のため各種対策を講じた。 (主な感染防止対策) ・入場制限 (新成人本人以外の入場制限、来賓数の縮減) ・参加者の入場前の検温、マスク着用、手指消毒等の基本対策 ・アトラクション等の演目の一部省略による式典の時間短縮 (式典運営上の工夫) ・式典のライブ配信 ・恩師の動画メッセージ放映	円 1,273,267	円 0	円 0	円 275,000	円 998,267		

令和3年度
教育に関する事務の管理及び執行の
状況の点検及び評価の結果に関する報告書

令和4年9月
新城市教育委員会

〒441-1392
新城市字東入船 115 番地
電話 0536-23-7633 (教育総務課)